

## 令和7年度幸せ創る女性農林漁業者育成事業に係るQ & A

農業普及技術課

### 1 事業の財源は？

- 当該事業の財源は、国庫事業「女性が変わる未来の農業推進事業」を活用しています。

### 2 事業実施期間はいつまでか？

- 事業の交付の決定を通知した日から当該年度の1月末日までとなります。

### 3 事業の対象者はだれか？

- 対象は県内に在住する女性農林漁業者等で構成する団体(農業者が5名以上(うち女性1名以上))が対象となります。  
 なお、助成対象となる事業区分は、①経営力向上・高付加価値化②組織力・経営力向上のための自主企画研修等です。  
 このことから、補助事業への応募の際には、ご配慮願います。

### 4 公募事業の内容は、どのような内容がふさわしいのか？

- 公募事業は、地域の研究グループ活動として行う、経営力向上や高付加価値化等の取組、グループ活動の活性化に向けた組織力・経営力向上のための自主企画研修等の取組とし、従来の取組や発想に捕らわれない自由なものとします。  
 また、女性視点での斬新なアイデアが盛り込まれた取組や、グループの活動が継続して発展するような取組等が望ましいと考えています。
- 以下に、取組事例(案)を記載しますので、応募の参考としてください。

#### 【取組事例(案)】

テーマ	取組内容
先進地との交流による技術向上の取組	①先進県等との交流を企画 ②参加者による報告会の開催 ③地域で生産管理のポイント集等を作成・配布
ご当地メニューや商品開発の取組	①有名シェフ監修による調理コンテストの開催 ②生産物のパッケージデザイン等の試作・商品化 ③ご当地メニューレシピ集の作成 ④民間企業との商品開発を共同実施 ⑤専門家の指導による知識や技術の習得
商談会や売込等の取組	①コンビニの弁当やドリンクを企画提案 ②首都圏マルシェや食フェスタへの参加 ③地域商店・温泉街とコラボした生産物のPR ④ご当地グルメの開発
生産物をPRするための食育応援の取組	①食育の実施(園児・小学生向け紙芝居、中学生・高校生向けビデオの作成等) ②生産物を活用した給食等提案

	③一般・大学生向け体験ツアーの企画提案 ④専門家の指導による情報発信力の向上
子育て世代の女性が活躍できる職場づくり	①地域の子育て世代が働きやすい職場の試行 ②地域の子供たちへ花育を通じた魅力発信 ③加工品などを製作と、観光客へのPR
農産物活用ギフト商品の開発	小規模生産者の販路拡大や、まだ知られていない岩手を広く発信するため、複数の生産者の商品が入った、ギフト商品の開発
地元味噌を使った商品開発と地域の魅力発信	①地元産味噌を使った新商品の開発 ②地元の人を先生とした農作業体験などの試行
規格外農産物を利用した新たな特産物の開発	①規格外品のりんどうを使った染物の開発 ②染め物の体験受入試行

なお、補助金を使って直接収益が発生するような取組（例；会場設営費や会場費を補助金で賄い、自分達の商品を販売して利益を得るなど）は補助対象外とします。

## 5 公募事業の内容に、あまりふさわしくない取組は？

- 公募事業は、研究グループ活動として行う、経営力向上や高付加価値化等の取組、グループ活動の活性化に向けた組織力・経営力向上のための自主企画研修等の取組としますので、①農協部会等の既存活動経費への補填、②従来から実施している事業の財源振替、③明らかに私的な経費で負担すべきような取組は不可とします。
- ただし、上記の判断は、難しい場合がありますので、詳しくは、令和7年度幸せ創る女性農林漁業者育成事業企画提案公募要領（以下、「公募要領」という。）別紙1の提出先へ照会してください。

## 6 公募書類の提出方法は？

- 公募要領別紙1の提出先へ、直接持込みや郵送等により提出をお願いします。FAXでの提出は受け付けませんのでご了承ください。
- メールでの提出を希望する場合は、公募要領別紙1の提出先へ事前に相談願います。

## 7 公募事業の申請に係る県機関・市町村・団体の役割は？

- 県機関、市町村及び団体の担当者の皆様は、①公募書類の作成、②審査会での企画のプレゼン補助やオンライン会場の設営、③予算の執行管理、④事業の取りまとめを支援願います。また、対象者の繁忙の状況によっては、公募の選考に係る対応もお願いする場合がありますので、予めご了承ください。
- 女性グループは、事業の申請において不明な点がある場合は、公募要領別紙1の提出先へ相談願います。また、農業分野では、以下の農業改良普及センターでも相談を受け付けております。

普及センター名	住所・電話番号	管轄市町村
盛岡農業改良普及センター	盛岡市内丸 11-1 電話:019-629-6726	盛岡市、滝沢市、雫石町、 紫波町、矢巾町
八幡平農業改良普及センター	八幡平市田頭 39-72-2 電話:0195-75-2233	八幡平市、葛巻町、岩手町
中部農業改良普及センター	北上市成田 20-1 電話:0197-68-4464	花巻市、北上市
中部農業改良普及センター 遠野普及サブセンター	遠野市六日町 1-22 電話:0198-62-9937	遠野市
中部農業改良普及センター 西和賀普及サブセンター	西和賀町川尻 40-40-235 電話:0197-82-3125	西和賀町
奥州農業改良普及センター	奥州市江刺大通り 7-13 電話:0197-35-6741	奥州市、金ヶ崎町
一関農業改良普及センター	一関市千厩町千厩字北方 85-2 電話:0191-52-4961	一関市、平泉町
大船渡農業改良普及センター	大船渡市猪川町字前田 6-1 電話:0192-27-9918	釜石市、大槌町、大船渡市、 陸前高田市、住田町
宮古農業改良普及センター	宮古市五月町 1-20 電話:0193-64-2220	宮古市、山田町
宮古農業改良普及センター 岩泉普及サブセンター	岩泉町岩泉字松橋 24-3 電話:0194-22-3115	岩泉町、田野畑村
久慈農業改良普及センター	久慈市八日町 1-1 電話:0194-53-4989	久慈市、洋野町、野田村、 普代村
二戸農業改良普及センター	二戸市石切所字荷渡 6-3 電話:0195-23-9231	二戸市、軽米町、九戸村、 一戸町

## 8 具体的な補助対象経費は？

○ 事業実施に直接要する、以下の経費としています。

＜経営力向上・高付加価値化の取組＞

- ・ 視察研修や調査研究のための旅費・謝金・使用料（会場代、バス代）
- ・ 実証や研修に係る生産資材費・消耗品（種苗費、農薬代等）
- ・ グループ共通のユニフォームなどの作成費
- ・ ラベル、パッケージデザイン作成、試作商品作成などの委託料

＜組織力・経営力向上のための自主企画研修等＞

- ・ 視察研修や調査研究のための旅費・謝金・使用料（会場代、バス代）
- ・ 知識や技術の習得のための民間企業等主催の研修やセミナー等の受講に係る旅費・受講費
- ・ 知識や技術の習得のために必要な書籍や資料等の購入費

※ 材料費に関しては、メンバーが自家生産している生産物等を使用することが想定されること、材料の在庫確認が難しいことなどから本事業では対象外としますのでご了承願います。

※ 消耗品の購入は、1つ当たりの取得価格が3万円未満のものが対象となります。

### 9 他の補助金等との重複は可能か？

- 県補助金や県予算又は国補助金を原資とする助成金等との重複は対象外。それ以外の補助金や助成金を活用する場合は、事業を所管する相手方にその旨を確認するとともに、事業目的等が取組内容に合致しているか十分に検討してください。

### 10 過年度に事業を実施したグループは、今年度も事業を実施できる？

- 本事業の初回応募時に設立1年未満であるグループは、区分1<sup>※1</sup>に応募が可能です。但し、2年目以降に区分2<sup>※2</sup>に変更し採択された場合は、区分1の取組に応募ができなくなりますのでご注意ください。
- 令和6年度以前に事業を実施したグループは、区分2について今年度も応募が可能であり、審査のうえ採択となれば事業を実施できます。
- 区分1については、最長で連続した3年間の実施が可能です。

(例) 初回事業実施が令和4年度の場合

【事業を継続する場合の応募の可否】

1年目 (R5)	2年目 (R6)	3年目 (R7)	可否	
区分1	区分1	区分1	○	※注1
		区分2	○	
	区分2	区分1	×	※注2
		区分2	○	
区分2	区分1	—	×	
	区分2	区分1	×	
		区分2	○	

※1：経営力向上・高付加価値化の取組

※2：組織力・経営力向上のための自主企画研修等の取組

※注1：令和5年度に区分1を実施し、令和6年度も区分1を実施した場合、令和7年度も区分1に応募が可能です。

※注2：令和5年度に区分1を実施し、令和6年度に区分2を実施した場合、令和7年度以降は区分2のみ応募が可能です（一度区分2を実施した場合は、区分1には戻れない）。

### 11 環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは？

- 農林水産省の補助金等を活用する場合、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」のうち、最低限の内容について、取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出し、事業実施期間中に取組を実践した上で、事業報告時に同チェックシートを提出することが義務化されました。

- クロスコンプライアンスのチェックシートの記入・提出を行うことは、農林水産省の補助事業を活用する際の要件となります。本事業も、農林水産省の事業（問1参照）を財源としていることから、公募書類とともに必ず提出をお願いします。
- 取組の詳細は、以下、農林水産省ホームページを確認願います。  
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>